

事前説明会における質問及び回答

質問	回答
土地区画整理事業の区域は、事前説明会資料 5 ページ【調査対象地の位置】の区域で決定しているのか。	現時点で土地区画整理事業の区域は決定していない。今回の調査などを踏まえ、より良いまちづくりとするための景観軸の形成や実現性などから必要な区域を含め検討し、都市計画の決定を行う考え。
事前説明会資料 5 ページの赤い破線で示す区域で土地区画整理事業を行った場合、民間敷地の換地は発生するのか。	区域内には主に官庁施設が立地しているが、民間敷地も一部含まれるため、一般的な土地区画整理事業と同様、民間敷地の換地が必要と考えている。
土地区画整理事業の施行者など、具体的な施行方法は決定しているのか。	現時点で施行主体は決定していない。
事業者選定のスケジュールを教えてください。	事業者選定のスケジュールについて、現時点で決まったものはないが、総合文化芸術センターの供用開始や③街区の建築工事が始まるなど、段階的な事業として④⑤街区の再整備を進める準備は整ってきている。今後、都市計画の決定などとともに、土地利用の具体化を図る事業パートナーを選定していきたいと考えている。
共同住宅を想定した場合、枚方市では条例により駐車場の確保基準や住居専有面積の基準があるが、今回は 10 年先の事業であり、SDG s の観点などから緩和していく考えはあるか。	本調査区域の用途地域は商業地域及び近隣商業地域であり、駐車場の台数は個別に関係部署と協議していくことになる。また、住戸面積も世帯の在り方が変わってきていることから、提案を踏まえながら、具体化にあたっては関係部署と協議していくものと考えている。